ばい煙排出量調査報告書記入要領

記入はボールペンでお願いします（鉛筆や消せるボールペンは不可）。

【調査期間】　令和５年４月１日から令和６年３月 31 日まで

【報告書の構成】

（１枚目）送付先宛名

注意：報告書を郵送で提出する場合、１枚目の宛名は破棄し、２枚目以降を提出してください

（２枚目）事業所内の届出をしているばい煙発生施設全てについての概要調査

注意：届出対象外の小規模なもの（小型のガス給湯器など）は調査対象外です。

（３枚目以降）届出をしているばい煙発生施設ごとの調査（1 基につき１枚）

例：届出ばい煙発生施設が２基ある事業所の場合、調査報告書の合計は４枚になります。

【間違えたら】　二重線で消して修正してください。訂正印は不要です。

【写しの保管】　記入内容について問い合わせることがありますので、報告書は、御提出前に予めコピーしてお手元に保管しておくと便利です。

単位について御注意ください！

（１）**単位がプリントされているものはそれに従い、端数が生じた場合は四捨五入してください。**

例）都市ガス 13A　5430m^3 は 5.4km^3 として記入

（気体燃料の場合 1000m^3=1km^3 として換算してください。）

（２）**発熱量はキロジュール（kJ）で記入してください。**（1kcal＝4.186kJ）

記入に当たっては、以下の事項について特に気を付けてください。

Q. 調査対象期間（令和5年4月1日から令和6年3月 31 日）に廃止した施設が調査対象として記入されていました。報告は必要ですか？

A．廃止した施設であっても、調査期間内に稼働実績がある場合は報告をお願いします。
稼動実績がない場合は「３　ばい煙発生施設の概要（令和６年３月 31 日現在）」の施設番号の右欄「稼働」に×印を入れてください。

Q. 調査対象期間より前（令和5年3月 31 日以前）に廃止した施設が、調査対象として記入されてきました。

A．廃止届が提出されていない可能性があります。依頼文の「５ 問合せ先」に確認してください。

なお、施設を廃止した場合には、労働基準監督署（公衆浴場にあっては保健所）への届出だけでなく、東京都への届出も必要となりますので注意してください。

Q. 変更届を提出したのに、調査報告書に反映されていません。

A．本調査は令和６年３月 31 日現在の届出内容に基づいて実施しているため、令和６年４月１日以降に届け出された内容は反映されていません。次年度以降の調査時には変更後の内容が反映されますので、御了承願います。

記入例　２枚目

ばい煙排出量調査報告書

事業所コード	00000

東京都知事　殿

> ・印鑑は不要です。
> ・令和6年3月31日現在の届出情報がプリントされています。(変更には届出が必要な場合があるのでお問い合わせください)

> 報告書を記載した方の、会社名、所属、氏名、電話番号を記入してください。
> 記載内容について質問がある場合、こちらの方に問い合わせます。

届出者
(住所)　東京都新宿区西新宿２－８－１
(名称)　株式会社新宿商事

作成責任者　令和6年　7月20日

所属　(株)新宿メンテナンス　管理部　管理課
フリガナ　トウキョウ　ジロウ
氏名　東京　次郎
電話　03－1234－5678 (内線　111)

1　工場又は事業場の概要

フリガナ	シンジュクショウジ
名称	株式会社新宿商事　本社ビル
所在地	〒163-8001　新宿区西新宿２－８－１

施設数合計	1
硫黄酸化物総量規制対象	対象
窒素酸化物総量規制対象	対象
窒素酸化物要綱規制対象	対象外

> 【単位に注意】
> 例)都市ガス
> 446800m³→446.8km³
> 例)LSA重油
> 23500L→23.5kL

> 1年間で燃料を最も多く使用した日の日付と使用量を記入してください。

2　工場又は事業場の燃料・原料種類ごとの総使用量(調査対象施設のみ令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

燃料・原料種類		燃料詳細 硫黄分(%)	窒素分(%)	液体密度	発熱量	単位	年度間総使用量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	単位	(5年12月15日) 1日最大使用量	
2H	都市ガス	0.000	0.000		45000	kJ/m3N	446.8	29.8	40.4	41.0	50.8	51.8	45.0	36.0	24.1	32.5	33.2	29.2	33.0	km3N	2146	m3N
11	LSA	0.080	0.032	0.8692	45230	kJ/kg	23.5	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	5.1	5.3	6.3	4.6	kL	444	L

> ・燃料の試験成績表を参考に記入してください。
> 成績表がない場合は、燃料の購入先に問い合わせてください。(都市ガス13Aのみあらかじめプリントされています。)
> ・木材の場合は記入不要です。

> 年度間総使用量は、3枚目以降の全施設の燃料使用量の合計と一致します。

> 届出された内容がプリントされています。
> ここにプリントされていない燃料・原料を使用している場合は追加してください。
> (燃料・原料の追加・変更は、届出が必要です。)

記入例　３枚目～

事業所コード	00000

ばい煙排出量調査報告書

３　ばい煙発生施設の概要（令和6年3月31日現在）

施設番号 施設名称	00010 1号機	稼動

令和５年度中に稼働しなかった場合（休止等）は、×印を入れてください。

施設型式	用途	規模（単位）	バーナー種類	最大定格燃焼能力（単位）	届出最大排出ｶﾞｽ量（湿り）	設置年月日	煙突高（m）
冷温水発生機	冷暖房用	56 (m2)	ガスバーナー	100 (m3N/H)		2000/3/2	26.5

（1）施設ごとの運転時間と燃料・原料使用量（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

不明の場合は、1年間で燃料を最も多く使用した日の燃料使用量をその日の稼働時間で割って記入してください。

燃料・原料種類	硫黄分(%)	年間使用量	単位	年間運転時間	稼動時間			一時間最大使用量	単位
2H　都市ガス（13A）	0.000	446.8	km3N	8760 時間	0：00	～	24：00	95	Nm3
				時間					

２枚目とあわせます。

・メーターが複数施設共通で分からない場合は、運転時間、バーナーの燃焼能力で案分してください。
・3枚目以降のばい煙発生施設の「年間使用量」を合計すると、２枚目の「年度間総使用量」と一致します。

届出された内容がプリントされています。追加・変更がある場合はご記入ください。（燃料・原料の追加・変更は、届出が必要です。）

…業場の年度間総使用量と一致します。

（2）ばい煙測定結果（令和5年４月1日から令和6年3月31日まで）

「実測値」を記入します。（「換算値」ではありません。）

計量証明書に「〇〇未満」と記載されている場合、その記載通り記入します。

塩化水…標準酸素濃度で記入してください。

測定年月日	使用燃料・原料種類	排出ｶﾞｽ量（乾き）	排出ｶﾞｽ温度(℃)	水分量(%)	実測硫黄酸化物ppm	実測窒素酸化物ppm	酸素濃度(%)	実測ばいじん(g/m3N)	酸素濃度(%)	塩化水素(mg/m3N)	その他の物質1(物質名)	濃度(mg/m3N)	その他の物質2(物質名)	濃度(mg/m3N)
2023.8.29	都市ガス（13A）	1600m³N/H	150	12.2	—	43	5.3	0.001未満	5.2					
2024.3.2	都市ガス（13A）	1400m³N/H	120	12.2	—	40	5.0	0.0012	5.0					

西暦で記入してください。

測定時に使用していた燃料を記入してください。

この施設の計量証明書の測定結果を書き写してください。（計量証明書は添付不要です。）

窒素酸化物測定時の酸素濃度を記入します。（計量証明の2ページ目以降に書かれていることが多いようです。分からない場合は、測定業者に問い合わせてください。）

ばいじん測定時の酸素濃度を記入します。（計量証明の2ページ目以降に書かれていることが多いようです。分からない場合は、測定業者に問い合わせてください。）

※測定していない場合は、その理由を御記入ください。
　＜例＞「夏期（４～９月）休止のため、年1回の測定」

参考資料

ばい煙排出量調査報告書記入に当たって

よくある質問【記入方法について】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.2

表１　報告を要する燃料種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.4

表２　報告を要する原料種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.4

大気汚染防止法に基づく届出について

1　大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.5

2　各種届出書

氏名等変更届出書・・p.6

使用廃止届出書・・p.7

承継届出書・・・p.8

ばい煙の測定義務について

ばい煙量等の測定義務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.9

環境確保条例に基づくボイラー規制の概要について

1　環境確保条例に基づく規制の対象となるボイラーについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.10

2　条例規制ボイラーの確認方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.11

3　条例規制ボイラーのばい煙量等の測定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.11

4　環境確保条例に基づく申請・届出について（参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.11

昨年度実績

令和5年度ばい煙排出量調査結果について（概要）（昨年度実績）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.13

ばい煙排出量調査報告書記入に当たって

よくある質問【記入方法について】

Q．使用している燃料・原料がプリントされていないのですが？

A．表１、２を参考に、追加記入してください。
なお、燃料・原料の追加、変更は、事前に届出が必要です。問合せ先に御相談ください。

Q．燃料中の硫黄分等が分からないのですが？

A．燃料の購入先に問い合わせて記入してください。

Q．原料中の硫黄分等が不明なのですが？

A．調査対象期間より前のデータでも結構です。分かる範囲で記入してください。

Q．発熱量とは、高位発熱量、低位発熱量のどちらですか？

A．高位発熱量をｋＪ（キロジュール）単位で記入してください。

Q．自動運転のため年間運転時間が分からないのですが？

A．１，０００時間単位でも結構ですので、分かる範囲で記入してください。
なお、２４時間連続運転の場合でも、２４時間×３６５日＝８，７６０時間を超えることはありません。

Q．稼働時間が日をまたがるのですが？

A．＜例＞午後４時から翌午前９時までの場合　「１６：００～９：００」と記入してください。

Q．ばい煙の測定をしていないのですが？

A．測定義務がありますので、p.9 の「ばい煙量等の測定について」を参考に、必ず測定をしてください。
なお、調査対象期間中に測定を実施していない場合は、その理由を「ばい煙測定結果」欄に記入してください。

Q．実測酸素濃度を記入する欄が２つありますが？

A．それぞれ、窒素酸化物（NOx）濃度を測定していた時の実測酸素濃度、ばいじん（ダスト）濃度を測定していた時の実測酸素濃度を記入します。実測酸素濃度は、窒素酸化物（NOx）とばいじん（ダスト）の個別の測定結果のページを参照してください。分からない場合は、ばい煙測定を委託した測定業者に問い合わせてください。窒素酸化物、ばいじん濃度測定と同時に酸素濃度を測っていない場合は、酸素濃度が１つしかありません。この場合は、２箇所ある実測酸素濃度記入欄に同じ数値を記入してください（「標準酸素濃度」と「実測酸素濃度」は別のものですので注意してください。）。

Q．施設が複数ありますが、煙突が共通なため、一箇所でしか測定していません。

A．それぞれの施設に同じ測定結果を記入してください。ただし、排ガス量は、施設の能力で案分します。

なお、今後は、個別に測定できる位置に測定口を設置するか、測定時には施設を交互に運転し、それぞれの施設単独で測定するようにしてください。

Q．施設が複数ありますが、燃料メーターが共通なため、施設ごとの燃料使用量が分かりません。

A．バーナー燃焼能力、運転時間等により案分してください。

＜例＞・No.1：炉筒煙管ボイラー　バーナー燃焼能力：100m^3N/h　年間運転時間：1,000 時間

・No.2：冷温水発生機　バーナー燃焼能力：75m^3N/h　年間運転時間：4,000 時間

で、共通メーター読み　400km^3N/年　であった場合、

・No.1　400km^3N/年×(100m^3N/h×1000h)÷(100×1000＋75×4000)＝100km^3N/年

・No.2　400km^3N/年×(75m^3N/h×4000h)÷(100×1000＋75×4000)＝300km^3N/年

となります。

Q．ばい煙排出量調査報告書の電子提出は可能ですか。

A．電子データでの提出方法として、「東京共同電子申請・届出サービス」による届出が可能です。

◇　東京共同電子申請・届出サービスからの提出方法

①検索サイトで「東京共同電子申請・届出サービス」で検索し、東京共同電子申請・届出サービスのサイトを開いてください。

・「申請先の選択」で「東京都へ申請」をクリックしてください。

・東京都のページが開きますので「キーワード検索」で「ばい煙及び水銀排出量調査報告書」で検索してページを開いてください。

②報告書のフォーマット（Excel ファイル）をダウンロードの上、作成してください。

③フォームに必要事項（作成者の団体・部署名、連絡先等）を入力し、報告書（Excel ファイル）を添付して御報告ください。※報告書フォーマットは、東京都環境局ウェブページにもあります。

④報告後、入力いただいたアドレス宛てに、受付メールが届きます。

なお、代表者変更や施設廃止等により行う法律に基づく届出についても、電子申請が可能となりました。次のサイトより、御利用ください。

◇　電子申請の掲載ページ　【東京都環境局ウェブページ】

トップページ＞申請・届出＞分野別の申請＞申請のご案内（大気環境）

（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/application/bunya/air/index.html）

Q．調査票に、令和４年 10 月の法改正に伴い法対象外となった施設がありますが、報告の必要がありますか。

A．法対象外となった施設は、引き続き、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「条例」という。）の対象施設となっています。条例に基づきばい煙の測定が義務付けられておりますので、報告をお願いします。（詳細は 10 ページ「環境確保条例に基づくボイラー規制の概要について」をご参照ください。）

表１　報告を要する燃料種類

	燃料種類					
液体燃料	ＬＳＡ重油	ＬＳＢ重油	ＬＳＣ重油	Ａ重油	Ｂ重油	Ｃ重油
	灯油	軽油	廃油	ナフサ	ミナス原油	その他
気体燃料	都市ガス 13A	都市ガス 6B	ＬＰＧ	ブタンエアガス	消化ガス	その他
固体燃料	石炭	コークス	木材	その他		
電　　気	電力					

表２　報告を要する原料種類

施設種類	原料種類	施設種類	原料種類
5　金属溶解炉	銅	13　廃棄物焼却炉	都市ゴミ（清掃工場）
	黄銅		都市ゴミ（清掃工場以外）
	青銅		下水汚泥（脱水汚泥）
	銅ベリリウム合金		し尿汚泥
	アルミニウム		その他の汚泥
	アルミ合金		廃液
	ダクタイル鋳鉄		木片主体
	鋳鉄		プラスチック
	鋳鋼		紙
	ニッケル合金		廃油
	その他		気体
9　窯業炉	ソーダ硝子（並）		その他
	硼珪酸硝子	15　カドミウム乾燥施設	カドミウムレッド
	色ガラス（乳白ｶﾞﾗｽ含む）		カドミウムイエロー
	チリ硝石（硝酸ソーダ）		その他
	クリスタル硝子	24　鉛溶解炉	活字合金
	ほうろう		廃バッテリー
	レンズ		鉛ケーブル
	レンズフィルター		はんだ
	その他		鉛版
10　反応炉	亜鉛華		鉛
	その他		その他
12　電気炉	普通鋼	26　鉛系顔料	鉛
	耐熱鋼		リサージ
	高速度鋼		黄鉛（黄色）
	磁石		黄鉛（橙色）
	その他		モリブデンレッド
			シアナド鉛
			その他

大気汚染防止法に基づく届出について

1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出について

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設については、次のような届出が必要となります。未だ届出が行われていない場合には、速やかに提出してください。

<table>
<tr><th>条項</th><th>届出の種類</th><th colspan="2">届　出　事　項</th><th>様式</th><th>罰　　則</th></tr>
<tr><td>第六条</td><td>設　　置</td><td>◇代表者名、住所
◇事業所名、所在地
◇施設の種類
◇施設の構造
◇使用の方法
◇処理の方法</td><td rowspan="2">実施制限(第10条)

届出が受理された日から６０日を経過した後でなければ、設置又は変更してはならない。</td><td rowspan="2">第１</td><td rowspan="2">第6条第１項又は第8条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は３月以下の懲役、３０万円以下の罰金に処する。</td></tr>
<tr><td>第八条</td><td>変　　更</td><td>◇伝熱面積等
◇バーナー
◇燃料
◇煙突</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第十一条</td><td>氏名等変更</td><td>◇代表者名、住所
◇事業所名、所在地</td><td rowspan="3">その日から３０日以内に、その旨を届け出なければならない。</td><td>第４</td><td rowspan="3">第 11 条又は第 12 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は１０万円以下の過料に処する。</td></tr>
<tr><td>廃　　止</td><td>◇施設の廃止※</td><td>第５</td></tr>
<tr><td>第十二条</td><td>承　　継</td><td>◇譲り受け
◇借り受け
◇相続
◇合併</td><td>第６</td></tr>
</table>

※　ボイラーを廃止した場合**労働基準監督署と東京都へ**廃止の届出が必要です。
また、工場、指定作業場に該当している場合は、区・市にも届出を行ってください。

＜電子申請の場合＞

〇次のリンク先（東京都環境局ウェブページ）から申請できます。
（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/application/bunya/air/）

＜郵送の場合＞

〇届出に関する書類は２部提出してください（郵送の場合は、宛名を記入した返信用封筒に切手を貼ったものも同封してください。手続き後に１部を返送いたします。）。

〇届出用紙及び記入例は、リンク先（東京都環境局ウェブページ）からダウンロードできます。
（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/application/bunya/air/soot_smoke_notification/）

様式第４

氏　名　等　変　更　届　出　書

年　　月　　日

東 京 都 知 事　殿

届出者

郵便番号（　　－　　）　電話番号（　　－　　－　　）

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第２項、第 18 条の 13 第２項及び第 18 条の 36 第２項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>施設の別</td><td colspan="2">（　）ばい煙発生施設
（　）揮発性有機化合物排出施設
（　）一般粉じん発生施設
（　）特定粉じん発生施設
（　）水銀排出施設</td><td>※整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td>変更前</td><td></td><td>※受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td><td>※施設番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更年月日</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">※備考</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td></td></tr>
</table>

備考　１　※印の欄には、記載しないこと。
　　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　　３　ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

参考

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	

様式第５

使　用　廃　止　届　出　書

年　　月　　日

東京都知事　殿

届出者

郵便番号（　　－　　）　電話番号（　　－　　－　　）

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第２項、第 18 条の 13 第２項及び第 18 条の 36 第２項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>施設の別</td><td>（　）ばい煙発生施設
（　）揮発性有機化合物排出施設
（　）一般粉じん発生施設
（　）特定粉じん発生施設
（　）水銀排出施設</td><td>※整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>工場又は事業場の名称</td><td></td><td>※受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>工場又は事業場の所在地</td><td></td><td rowspan="3">※施設番号</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>施設の種類</td><td></td></tr>
<tr><td>施設の設置場所</td><td></td></tr>
<tr><td>使用廃止の年月日</td><td>年　月　日</td><td rowspan="2">※備　考</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>使用廃止の理由</td><td></td></tr>
</table>

備考　１　※印の欄には、記載しないこと。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

３　ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

様式第６

承　継　届　出　書

年　　月　　日

東京都知事　殿

届出者

郵便番号（　－　）　電話番号（　－　－　）

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第３項（第17条の13第２項、第18条の13第２項及び第18条の36第２項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>施設の別</td><td colspan="2">（　）ばい煙発生施設
（　）揮発性有機化合物排出施設
（　）一般粉じん発生施設
（　）特定粉じん発生施設
（　）水銀排出施設</td><td>※整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工場又は事業場の名称</td><td></td><td>※受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">工場又は事業場の所在地</td><td></td><td rowspan="4">※施設番号</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の設置場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">承継の年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被承継者</td><td>氏名又は名称</td><td></td><td rowspan="3">※備考</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">承継の理由</td><td></td></tr>
</table>

備考　１　※印の欄には、記載しないこと。
　　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　　３　ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

参考

被承継工場又は事業場の名称	
被承継工場又は事業場の所在地	

ばい煙の測定義務について

※このページは、大気汚染防止法の内容を記載しています。
令和４年 10 月の改正施行令施行により法規制対象外となったボイラーについては、次ページをご参照ください。

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに基準値が定められており、施設の設置者にはばい煙量等の測定が義務づけられています（測定の対象となる項目は排出基準又は総量規制基準が定められたばい煙です。）。

この測定の頻度は大気汚染防止施行規則第 15 条で定められています。測定結果は３年間保存することが義務づけられています。なお、測定結果を記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者には罰則があります。

基準値については「大気汚染・悪臭関係基準集」を御覧いただくか、依頼文に記載の問合せ先までお問い合わせください。

基準集 URL：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/air/standard_collection/

ばい煙排出者の測定義務について（大気汚染防止法施行規則第 15 条）

ばい煙等	ばい煙発生施設区分		測定頻度
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量：10m^3N/時以上	特定工場等以外	１回以上／２か月
		特定工場等	常時
	硫黄酸化物の排出量：10m^3N/時未満		測定義務なし
ばいじん※3	廃棄物焼却炉	焼却能力：４ｔ／時以上	１回以上／２か月
		焼却能力：４ｔ／時未満	２回以上／年※1
	ガスを専焼させるボイラー、ガスタービン、ガス機関		１回以上／５年
	上記以外の施設	排出ガス量※2：４万 m^3N/時以上	１回以上／２か月
		排出ガス量※2：４万 m^3N/時未満	２回以上／年※1
窒素酸化物※3	窒素酸化物総量規制対象	排出ガス量※2：４万 m^3N/時以上の施設	常時（一部例外有※4）
		排出ガス量※2：４万 m^3N/時未満	２回以上／年※1
	窒素酸化物総量規制対象以外	排出ガス量※2：４万 m^3N/時以上	１回以上／２か月
		排出ガス量※2：４万 m^3N/時未満	２回以上／年※1
有害物質（窒素酸化物を除く）	有害物質規制基準が適用される施設	排出ガス量※2：４万 m^3N/時以上	１回以上／２か月
		排出ガス量※2：４万 m^3N/時未満	２回以上／年※1

※１　一年間につき継続して休止する期間が６か月以上である場合は年１回以上です。

※２　最大定格における湿り排出ガス量のことです。

※３　ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器（水素の製造能力 1,000m^3／時未満）及び燃料電池用改質器は１回以上／５年です。

※４　昭和 57 年環境庁告示第 50 号を御参照ください。

測定業者の紹介を希望する場合には、以下にお問い合わせください。

一般社団法人　日本環境測定分析協会　電話　０３－３８７８－２８１１

環境確保条例に基づくボイラー規制の概要について

大気汚染防止法（以下「大防法」という。）におけるボイラーの規制対象については、令和４年 10 月１日より大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和３年政令第 275 号）が施行され、規模要件から伝熱面積要件が撤廃されました。

改正前	改正後
伝熱面積が 10 ㎡以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上

都内においては、従前どおり都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づき、伝熱面積要件によるボイラー規制を継続しています。

1　環境確保条例に基づく規制の対象となるボイラーについて

下表に示すボイラーが環境確保条例に基づく規制の対象です。このうち、伝熱面積５㎡（いおう化合物の含有率が体積比で 0.1%以下である気体燃料を使用する場合は 10 ㎡）以上かつ燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時未満のボイラーは、大防法に基づく規制の対象外ですが、環境確保条例に基づく規制の対象となるボイラー（以下「条例規制ボイラー」という。）です。

使用する燃料	対象規模
いおう化合物の含有率が体積比で 0.1%以下である気体燃料（都市ガス 13A 等）	伝熱面積 10 ㎡以上のボイラー
上記以外の燃料	伝熱面積５㎡以上のボイラー

法規制の対象外であるが、条例規制ボイラーの対象となるボイラー（条例規制ボイラー）

伝熱面積５㎡（いおう化合物の含有率が体積比で 0.1%以下である気体燃料を使用する場合は 10 ㎡）以上かつ燃焼能力が重油換算 50L/時未満のボイラー

２ 条例規制ボイラーの確認方法

調査票 3 枚目以降の最大定格燃焼能力（赤枠部分）が、表に示す最大定格燃焼能力未満の場合、条例規制ボイラーです。

３ ばい煙発生施設の概要（令和5年3月31日現在）

施設番号 施設名称	00010 1号機	稼動

施設型式	用途	規模（単位）	バーナー種類	最大定格燃焼能力（単位）	届出最大排出ガス量（湿り）	設置年月日	煙突高(m)
冷温水発生機	冷暖房用	56 (m2)	ガスバーナー	100 (m3N/H)		2000/3/2	26.5

単位	使用する燃料	最大定格燃焼能力※
m^3N/H	気体燃料	８０m^3N/H　未満
L/H	液体燃料	５０L/H　　未満
ｋｇ/H	固体燃料	８０ｋｇ/H　未満

※ それぞれ重油換算で 50Ｌ/Ｈ未満となります。液体燃料 10Ｌ、気体燃料 16 m^3、固体燃料 16 kgが、それぞれ重油 10Ｌに相当するものとして換算します。

３ 条例規制ボイラーのばい煙量等の測定について

条例規制ボイラーのうち、伝熱面積 10 m^2以上かつ燃焼能力が重油換算 50L/時未満のボイラー（ガスを専焼又は液体を燃焼する場合に限る。）は、環境確保条例に基づき、原則、年２回以上の窒素酸化物の測定が**必要です**。硫黄酸化物、ばいじんの測定は不要です。

なお、伝熱面積 10 m^2以上かつ燃焼能力が重油換算 50L/時以上のボイラーは、従前どおり大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物の測定が必要です。

４　環境確保条例に基づく申請・届出について（参考）

都内において、「１　環境確保条例に基づく規制の対象となるボイラーについて」に示すボイラーを設置する際は、環境確保条例に基づく申請・届出が必要になる場合があります。

申請・届出についての詳細は、下記お問合せ先にご連絡ください。

ボイラー設置場所	お問合せ先	連絡先
23 区	各区環境・公害所管部署	表１参照
26 市	各市環境・公害所管部署	表２参照
瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村	多摩環境事務所環境改善課	042-523- 3516
島しょ地域	環境改善部大気保全課	03-5388-3492

表１　区市役所連絡先

名称	電話番号
千代田区	03-3264-2111
中央区	03-3543-0211
港区	03-3578-2111
新宿区	03-3209-1111
文京区	03-3812-7111
台東区	03-5246-1111
墨田区	03-5608-1111
江東区	03-3647-9111
品川区	03-3777-1111
目黒区	03-3715-1111
大田区	03-5744-1111
世田谷区	03-5432-1111
渋谷区	03-3463-1211
中野区	03-3389-1111
杉並区	03-3312-2111
豊島区	03-3981-1111
北区	03-3908-1111
荒川区	03-3802-3111
板橋区	03-3964-1111
練馬区	03-3993-1111
足立区	03-3880-5111
葛飾区	03-3695-1111
江戸川区	03-3652-1151

表２　市役所連絡先

名称	電話番号
八王子市	042-626-3111
立川市	042-523-2111
武蔵野市	0422-51-5131
三鷹市	0422-45-1151
青梅市	0428-22-1111
府中市	042-364-4111
昭島市	042-544-5111
調布市	042-481-7111
町田市	042-722-3111
小金井市	042-383-1111
小平市	042-341-1211
日野市	042-585-1111
東村山市	042-393-5111
国分寺市	042-325-0111
国立市	042-576-2111
福生市	042-551-1511
狛江市	03-3430-1111
東大和市	042-563-2111
清瀬市	042-492-5111
東久留米市	042-470-7777
武蔵村山市	042-565-1111
多摩市	042-375-8111
稲城市	042-378-2111
羽村市	042-555-1111
あきる野市	042-558-1111
西東京市	042-464-1311

令和５年度ばい煙排出量調査結果について（概要）

ー 大気汚染防止法等対象施設からの排出量 ー

この調査は、大気汚染防止法等対象[※1]のばい煙発生施設（燃焼等に伴って大気汚染物質を発生するボイラーや廃棄物焼却炉等のことをいいます。）を有する都内事業所[※2]を対象に、施設の稼働状況等を調査したものです。調査結果は、規制指導や各種施策に反映されるほか、大気汚染に関する情報提供等の基礎資料として利用されています。

※１　大気汚染防止法施行令の改正により、令和４年10月１日より法規制対象外となったボイラーも調査対象です

※２　八王子市内の事業所については市が独自に調査していますが、以下では八王子市の調査結果を含めた東京都全域の調査結果を取りまとめています。

１　調査の対象期間

令和４年４月１日から令和５年３月31日まで

２　調査対象事業所数

調査対象となった事業所数は2,828件で、そのうち2,570事業所から回答が得られ、調査票回収率は約91％でした。調査対象の事業所数は、年々減少傾向にあります（図１）。

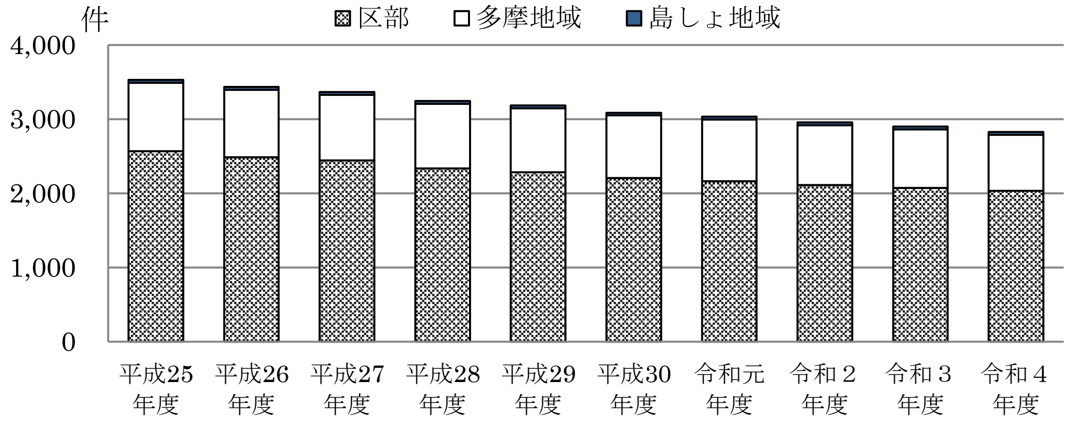

図１　調査対象事業所数の推移

３　調査対象事業所の業態

回答が得られた事業所を業態別にみると、その他事業場（オフィスビルやマンションにおける空調熱源等）が約65％と最も多く、次いで製造業等、公衆浴場等の順になっています（図２）。

４　ばい煙発生施設の種類

回答が得られた事業所に設置されたばい煙発生施設の数は7,181施設で、そのうちボイラー（冷温水発生機や温水ヒーター等も含まれます。）が88%と最も多く、次いで定置型内

燃機関（常用発電機等に利用されるディーゼルエンジンやガスエンジン等）が約７％を占めました（図３）。

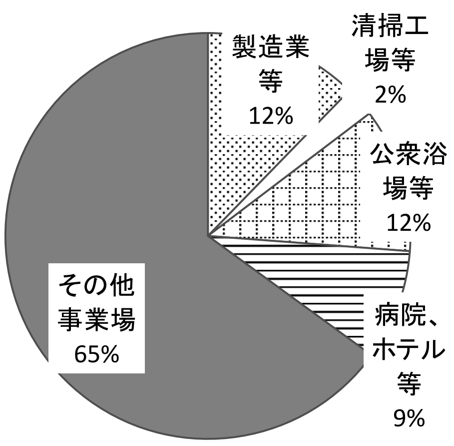

図２　事業所数の業態別割合

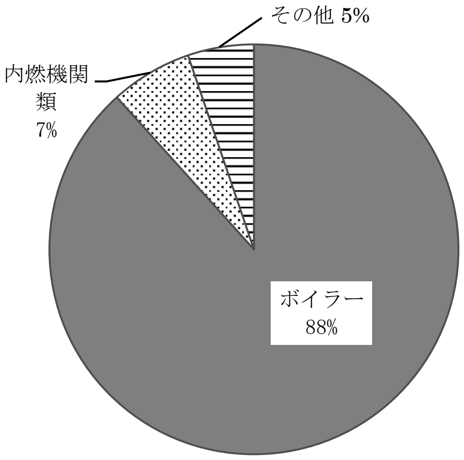

図３　ばい煙発生施設の種類別割合

5　使用される燃料の種類

ばい煙発生施設で使用される燃料の種類は、都市ガス、Ａ重油、灯油、木材等多岐にわたりますが、都市ガスを燃料とする施設の割合が年々増えています。今回の調査では、都市ガスを燃料とする施設が約82％でした。

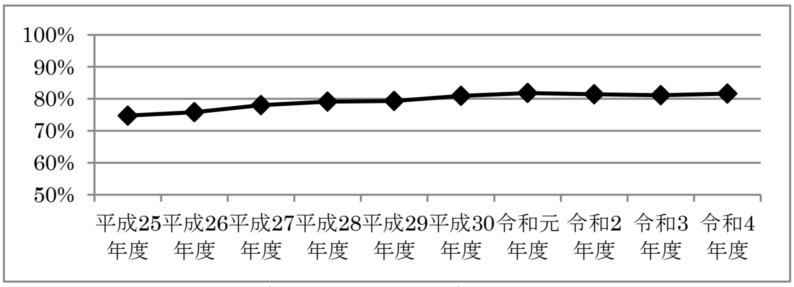

図４　都市ガスを使用するばい煙発生施設の割合

6　ばい煙排出量の推移

都内のばい煙発生施設から排出されるばい煙の量は、施設の減少や都市ガス等の良質な燃料への転換により、年々減少しています（図５）。

今回の調査対象期間の排出量は、窒素酸化物が、5,040トン、硫黄酸化物が586トン、ばいじんが241トンで、前年度から横ばいで推移しました。

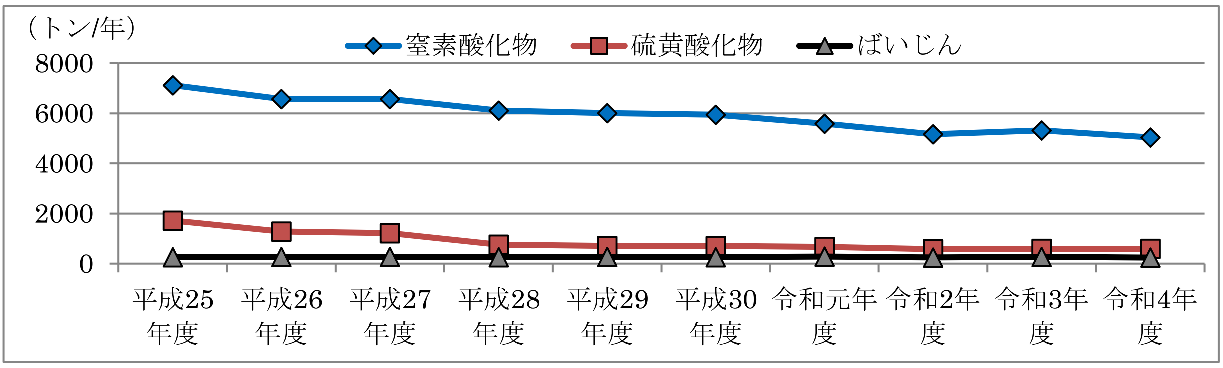

図５　ばい煙排出量の推移

【調査全般、23区・島しょ地域の事業所についてのお問い合わせ】
東京都環境局環境改善部大気保全課大気担当　　電話 03-5388-3492（直通）
【多摩地域の事業所についてのお問い合わせ】
東京都多摩環境事務所環境改善課大気担当　　電話 042-523-0238（直通）